

薩摩川内市

求人活動広告支援事業補助金のご案内

事業者の採用活動を応援します！！

市内中小企業者等の人材確保と新卒者、Uターン希望者の市内中小企業等への就職を促進するため、中小企業等が人材確保や求人活動に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

- 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定されている中小企業者及びその他これに準ずるもの法人又は団体
- 市内の事業所への採用及び配属を目的としていること。
- 市税に滞納がないこと。

補助対象経費

採用活動計画書に基づいて実施する以下に掲げる経費

- (1) 求人活動に使用するパンフレット・チラシ印刷代
- (2) 求人情報を充実させるためのホームページ作成または改修に要する経費
- (3) 求人に係る広告掲載活動

※外国人技能実習生の採用に関する経費や補助金交付決定以前に実施した事業に関する経費は除く。

補助額

補助対象経費の3分の2、上限50万円（1,000円未満切捨）

※年1回限り。連続した年度での補助は不可

提出書類

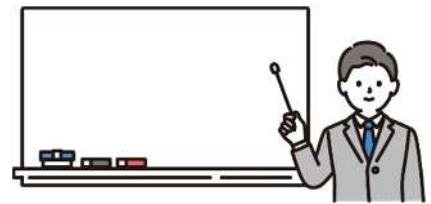
補助金の交付を受けようとする場合は、次の書類を添えて申請してください。ただし、申請前に既に着手済のものについては、補助金の対象となりません。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 採用活動計画書（別紙1）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 経費積算のための見積書等
- (5) 市内で6ヶ月以上営業していることを証する書類

【法人の場合】履歴事項全部証明書、確定申告書、法人市民税申告書、許認可証等

【個人事業主の場合】確定申告書、営業許可証、開業届等

- (6) 資本金又は従業員数が確認できる書類
- (7) 滞納のない証明書



申請期限

令和9年1月31日まで（※予算がなくなり次第、募集を終了します。）

申請の流れ

交付申請⇒交付決定⇒採用活動及び補助対象事業の実施⇒実績報告⇒補助金の請求⇒補助金の支払

問合せ先

薩摩川内市役所 産業人材確保・移住定住戦略室 電話：0996-23-5111（内線：5852）